

昭和四十年政令第三百三十八号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令

内閣は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十二号）第二条第一項、第三条第一項第二号、第十条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第十四条ただし書並びに第二十三条第一項並びに畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第五条第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（加工原料乳に係るその他の乳製品）

第一条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める乳製品は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳で畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第三項の農林水産省令で定める規格に適合しないもの並びに全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳（缶に密封し、かつ、滅菌したものに限り）、脱脂乳（子牛の飼養の用に供されるものとして農林水産省令で定める方法により取引されるものに限る。）、ナチュラルチーズ、クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳とする。

（独立行政法人農畜産業振興機構の輸入等に係るその他の乳製品）

第二条 法第三条第二項第二号の政令で定める乳製品は、次に掲げるもののうち、指定乳製品以外のものとする。

一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第〇四・〇二項に掲げるもの（第〇四〇二・九一号又は第〇四〇二・九九号の一の（一）に掲げるものを除く。）

二 関稅定率法別表第〇四〇三・九〇号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）

三 関稅定率法別表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四 関稅定率法別表第〇四・〇五項に掲げるもの

（指定の解除）

第三条 法第十条第一項の規定による指定の解除は、当該指定の解除の理由及びその解除の効力が生ずべき日を示し、少なくともその日の三月前に、書面でも通知してしなければならない。

2 前項の規定は、法第十条第二項の規定による指定の解除について準用する。

（生産者補給交付金の金額の算定の単位となる期間）

第四条 法第十一条第一項の政令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間（以下「四半期」という。）とする。

（加工原料乳の数量の認定）

第五条 都道府県知事又は農林水産大臣は、四半期ごと及びその指定に係る指定生乳生産者団体（法第五条の指定生乳生産者団体をいう。以下同じ。）ごとに、当該四半期の各月につき第三項、第五項、第七項又は第九項の規定により算出した加工原料乳の数量を合計した数量を、法第十一条第一項の都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量として認定しなければならない。

2 都道府県知事は、各月に一の乳業工場（生乳を処理して飲用牛乳とする事業又は乳製品を製造する事業を行う者（以下「乳業者」という。）が当該事業を行う工場をいう。以下同じ。）に搬入された生乳（法第二条第一項の農林水産省令で定める規格に適合しないものに限る。以下この条において同じ。）には、そのいずれの部分にも、その月に当該乳業工場に生乳を搬入した者（当該乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。）ごとのその搬入に係る生乳がその数量の相互の割合に応じて含まれるものとみなし、かつ、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（当該乳業工場から他の乳業工場へ搬出されたものを除く。）のうち委託による特定乳製品（指定乳製品及び第一条に規定する乳製品をいう。以下同じ。）の製造のために当該乳業工場に搬入されたもの（当該乳業工場及び他の乳業工場が同一の乳業者の乳業工場である場合において、当該乳業工場に当該他の乳業工場から搬入された生乳で明らかに特定乳製品の製造のために搬入されたものと認められるものを含む。）で当該特定乳製品に係る加工原料乳と認められるもの（以下「製造受託生乳」という。）以外のものは、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該乳業工場において処理され又は加工された生乳（製造受託生乳を除く。）の数量に対する当該生乳のうちの加工原料乳と認められるものの数量の割合に応じて含まれるものとみなし、さらに、各月に一の乳業工場から他の乳業工場へ生乳が搬出された場合には、当該乳業工場に搬入された生乳のうち他の乳業工場から搬入されたもの以外のものがまず搬出されたものとみなして、毎月、当該都道府県の区域内の乳業工場ごとに、次に掲げる数量を算出しなければならない。この場合において、第一号に掲げる数量のうち他の都道府県知事又は農林水産大臣の指定に係る指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売（法第五条の生乳受託販売をいう。以下同じ。）に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を当該他の都道府県知事又は農林水産大臣に、第二号に掲げる数量のうち他の都道府県の区域内の乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を当該他の都道府県の知事に、遅滞なく、通知しなければならない。

一 その月に当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）で指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係るもの（当該乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）について当該指定生乳生産者団体ごとの加工原料乳の数量

二 その月に当該乳業工場に他の乳業工場から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量

3 都道府県知事又は農林水産大臣は、毎月、その指定に係る指定生乳生産者団体ごとに、前項第一号に掲げる数量のうち当該指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る加工原料乳の数量の合計数量に同項後段の規定により通知を受けた当該指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る加工原料乳の数量の合計数量を加え、その加えて得た数量をもつてその月に当該指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る加工原料乳の数量としなければならない。

4 都道府県知事又は農林水産大臣は、各月にその指定に係る一の指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る生乳のうち他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行った生乳受託販売に係るもの（以下「再受託生乳」という。）があることを認める場合には、当該他の指定生乳生産者団体に係る再受託生乳には、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る生乳（当該生乳受託販売に係る生乳のうち）に再受託生乳があることを認める場合にあつては、当該再受託生乳を除く。）の数量に対する第三項（当該生乳受託販売に係る生乳のうち）に再受託生乳があることを認める場合にあつては、前項）の規定により算出した当該指定生

者団体に委託をして行った生乳受託販売に係るもの（以下「再委託生乳」という。）を除く。）の数量に対する前項の規定により算出した当該指定生乳生産者団体に係る加工原料乳の数量の割合に応じて含まれるものとみなして、毎月、当該他の指定生乳生産者団体ごとに、その委託に係る再受託生乳のうちの加工原料乳の数量を算出しなければならない。この場合において、都道府県知事又は農林水産大臣は、その指定に係る指定生乳生産者団体以外の指定生乳生産者団体（以下この項において「地域外指定生乳生産者団体」という。）に係る再受託生乳のうちの加工原料乳の数量を算出したときは、遅滞なく、その数量を当該地域外指定生乳生産者団体を指定した都道府県知事又は農林水産大臣に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は農林水産大臣は、毎月、その月にその指定に係る指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る生乳のうち再委託生乳又は再委託生乳があると認める場合には、当該指定生乳生産者団体ごとに、第三項の規定により算出した加工原料乳の数量から当該指定生乳生産者団体につき前項前段の規定により算出した再委託生乳の数量を控除し、及び当該指定生乳生産者団体につき同項前段の規定により算出した又は同項後段の規定により通知を受けた再委託生乳のうちの加工原料乳の数量の合計数量を加え、その控除し及び加えて得た数量をもつてその月に当該指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る生乳で再委託生乳以外のもの（加工原料乳の数量としなければならない。）

6 都道府県知事又は農林水産大臣は、各月にその指定に係る一の指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る生乳のうち当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域における生産に係るもので再委託生乳以外のもの（以下「地域外生産生乳」という。）があることを認める場合には、当該地域外生産生乳には、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該指定生乳生産者団体が行った生乳受託販売に係る生乳（当該生乳受託販売に係る生乳のうち）に再委託生乳があることを認める場合にあつては、当該再委託生乳を除く。）の数量に対する第三項（当該生乳受託販売に係る生乳のうち）に再委託生乳があることを認める場合にあつては、前項）の規定により算出した当該指定生

乳（当該生乳受託販売に係る生乳のうち）に再委託生乳があることを認める場合にあつては、前項）の規定により算出した当該指定生





3 農林水産大臣は、第一項の規定により報告を求めた場合において、必要があると認めるときは、法第二十三条第一項の規定により、その職員に、第一項の表の上欄に掲げる者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定により報告を求めた場合において、必要があると認めるときは、法第二十三条第一項の規定により、その職員に、第二項の表の上欄に掲げる者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者及び特定乳製品の販売業者から報告を求め、又は前項の規定によりこれらの者に対して立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

(事務の区分)

第十六条 第三号第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第五号第一項、第二項後段及び第四項後段、第六号後段並びに前条第二項、第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第二号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄  
この政令は、法の施行の日(昭和四十一年四月一日)から施行する。ただし、第四項の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年四月一日政令第一一五号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月八日政令第二五八号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月一日政令第二三〇号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律(昭和四十二年八月法律第一一七号)附則第二項の政令で定める割合は、百分の二十とする。

附則 (昭和四十七年四月一日政令第六六号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十三年七月五日政令第二八二号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年六月二二日政令第二〇七号)  
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年一月二三日政令第七七号)  
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (平成三年三月二九日政令第七六号) 抄  
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成七年二月二四日政令第三一五号) 抄  
この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附則 (平成八年八月三〇日政令第二五五号)  
この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附則 (平成一〇年一月二二日政令第一二二号)  
この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三三五一号) 抄  
この政令は、平成一〇年十一月一日から施行する。

附則 (平成一二年二月二二日政令第四一六号) 抄  
この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。  
(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この政令の施行前に都道府県知事が第二十七条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第十四条の規定により報告を求め、又は立入検査をした場合には、第二十七条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第十四条の規定は、適用しない。

原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第十四条第五項の規定は、適用しない。

附則 (平成二二年六月七日政令第三一〇号) 抄  
この政令は、平成二二年七月一日から施行する。

附則 (平成二二年二月二七日政令第五五〇号) 抄  
この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日政令第一五三〇号) 抄  
この政令は、平成二三年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年七月三〇日政令第三四二二号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日政令第一五〇〇号) 抄  
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二二日政令第五五〇号) 抄  
この政令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年三月三一日政令第一一一号) 抄  
この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年三月二六日政令第七七号)  
この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日政令第一六五号)  
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年一月二五日政令第七七号)  
この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

(施行期日)  
1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第七号第二号及び第三号の規定は、この政令の施行の日以後に關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七号の規定による輸入の申告をする加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三号第一項第二号に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

附則 (平成二九年三月三一日政令第九二七号)  
この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日政令第一二七号)  
この政令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。